

## 技術サービス、サポートサービスおよびソフトウェア保守の提供に関する一般取引条件

本書は、民間企業、公的機関、および特殊法人（以下「お客様」といいます。）との法律行為に適用されます。

### 1. 一般規定

- 1.1 イータス株式会社（以下「弊社」といいます。）によるサービスには、本書に定められる条件が適用されるものとします。お客様が提示する一般取引条件は、（弊社がその適用について明示的に異議を唱えなかった場合も）弊社が明示的に同意しない限り、適用されないものとします。本一般取引条件において「お客様」とは、本書の当事者である法人のみを意味します。
- 1.2 契約の締結以前若しくは契約締結時に口頭で行われた合意は、弊社が書面にて確認した段階で初めて有効となります。契約の変更は書面にて行う必要があります。書面にて行う必要がある旨の規定を変更する場合にも、同様の規定が適用されます。
- 1.3 お客様が、弊社が提示した見積書を受領してから 2 週間以内にその見積書を承諾しない場合、弊社はかかる見積書を取り下げる権利を有するものとします。概算見積書は法的拘束力を有せず、別途明示的に合意されない限り、変更される可能性があります。
- 1.4 弊社が提供するサービスは、Statement of Work あるいは製品ユーザーマニュアル（[www.etas.com/manuals](http://www.etas.com/manuals)）もしくは製品やサービスに付随する説明書に明記された方法で使用し、かつ法人間取引（B2B）である限りにおいて有効です。弊社が提供するサービスは、（Statement of Work などの）書面による明示的な別段の合意がない限り、弊社が弊社製品を納入する場所（国）で使用する場合にのみ有効です。
- 1.5 本書の更新版が有効となるまで、技術サービス、サポートサービスおよびソフトウェア保守に関する本一般取引条件は、今後お客様に提供する一切のサービスに適用されるものとします。

### 2. サービスの範囲および提供

- 2.1 明示的に別段の合意がない限り、サービスの対象は、両当事者間の契約により定められる特性およびサービス機能（技術仕様を含みます。）のみに限定されます。弊社は、弊社のパンフレット、カタログなどの販売資料に記載の説明および仕様に技術的および設計上の変更を加え、製品（またはその一部）を技術的に同等、またはより優れた最新式のもの置き換える権利を留保します。これによってお客様が、弊社の不利益となるような権利を得ることはありません。弊社の説明、表明および宣伝文句（下請業者によるものがあればそれを含みます。）は、何らかの保証の表明を含むとは解釈されないものとします。
- 2.2 弊社は、契約により合意されたサービスを提供するために、下請業者（弊社の関連会社および第三者）に委託することができます。サービスを実施する上で、お客様が機密もしくは秘密の情報および文書を開示する必要があるか、閲覧に供する必要がある場合、お客様は、サービス提供を受ける目的で、該当する情報および文書を下請業者に提供することに同意するものとします。弊社は、かかる情報の提供に先立ち、各下請業者に対し、提供される全ての情報および文書の秘密を保持する義務を負わせることを保証するものとします。

### 3. ソフトウェア保守

- 3.1 お客様は、弊社と（別途合意される）ソフトウェア保守契約を締結している場合に限り、本条に記載されるソフトウェア保守サービスを受けることができます。かかるソフトウェア保守サービスはライセンスと同時期に契約されるものとします。本条に記載されるソフトウェア保守サービスは、使用許諾されたソフトウェアの最新プログラム版に関してのみ提供されます。旧プログラム版へのサポートサービスを受けるには、両当事者の間で別途契約を締結する必要があります。
- 3.2 別途書面に合意されない限り、ソフトウェアの保守は以下のサービスから構成されるものとします。
  - 一般的に利用可能なプログラムのアップデート版、新プログラム版の提供。これには欠陥の修正、機能の向上や技術的フレームワークへの適合化が含まれる可能性があります。
  - 重大なエラーを修正またはバイパスするパッチおよび修正の提供。
  - エラー制限、エラー修正やエラー回避に関する情報の提供。
  - インストールおよび使用に関する日常的または基本的な問題（「使用方法」に関する質問）や欠陥に対して弊社の通常の営業時間内（祝日を除く月曜日から金曜日）に電話または E メールにより行われる技術支援。
  - 弊社ライセンス&ダウンロードポータルへのアクセス。これにはアップデート版をダウンロードできる権利、リホスト（コンピューターの入れ替えなどによるワークステーションあるいはライセンスサーバーの変更）の権利が含まれます。
- 3.3 ソフトウェアの保守には、以下の各事項に対するサポートは含まれません。
  - ソフトウェアの統合、およびその統合による第三者製品への影響。
  - ソフトウェアを使用したアプリケーションの設計および開発。
  - 合意または指定された運用環境以外でのお客様によるソフトウェアの使用。
  - 弊社が納品したのではない製品に起因する問題およびエラー。
- 3.4 ソフトウェアの保守を受けることにより、システムの可用性やフェールセーフの安定性が弊社により約束されることはありません。
- 3.5 合意されたソフトウェア保守は、お客様のためにのみ提供されるものです。第三者に対してソフトウェア保守を譲渡することは禁じられています。
- 3.6 別段の合意がない限り、ソフトウェアの保守期間は、ソフトウェアの納入・提供日から 1 年間とします。無期限のライセンスについては、その後も 1 年毎に対象ソフトウェアに対する保守契約を遅滞なく更新することで保守契約を継続することができるものとします。
- 3.7 弊社は、お客様がソフトウェア製品につき保守サービス契約を解約し、または更新しなかった場合で、お客様が当該ソフトウェア製品につき再度保守サービス契約の締結を希望するときは、保守終了時に遡って保守費用を申し受けます。さらに、遡り手数料として、遡りを希望する時点で有効なライセンス料金の 1.5% に、遅延した月数を掛けた金額を申し受ける権利を留保します。
- 3.8 ソフトウェア保守の提供に必要な範囲において、お客様は、プログラムコード、構成、プロトコルデータなどの追加情報や必要なリソースを提供し、システムへの（リモート）アクセスを可能にするものとします。

- 3.9 お客様の協力義務は、ソフトウェア保守サービスにも適用されるものとします。特に、お客様は、弊社のソフトウェアおよびサービスをお客様が用いたことによってもたらされた結果に対して引き続き責任を負うものとします。
- 3.10 連邦データ保護法（BDSG）第 62 項/一般データ保護規約（GDPR）第 28 条に従い弊社がデータ処理業者としての役割を果たす限りにおいて、個別の発注、保守契約あるいは補償に関連する、ソフトウェア保守サービス、ハードウェア修理、校正サービスに伴うデータ処理は [www.etas.com/GTC-ETASKK](http://www.etas.com/GTC-ETASKK) に掲載され、お客様の要請に応じて弊社からお客様に提供するお取引条件（イータス株式会社）に基づく取決事項が適用されるものとします。

### 4. ハードウェア修理および校正サービス

- 4.1 修理サービスは、報告を受けたハードウェアの欠陥や問題を専門的に修復することを目的としたものです。修理の過程において、かかる修理が経済的に妥当ではない、あるいは技術的に実行不能であることを弊社が認識した場合、弊社はその旨を書面にてお客様に通知します。
- 4.2 原則として、ケーブルの修理は行わず、全体を交換するものとします。
- 4.3 弊社の計測機器の校正は、機器の種類に応じて ISO あるいは DAkkS の認証を受けた校正施設にて実施されます。校正サービスの内容およびサービス対象の詳細については弊社へお問い合わせください。
- 4.4 修理、校正、保守に際しては、工場出荷時の設定に戻す必要が生じる場合があります。これにより、お客様に固有のデータや設定が削除または変更される可能性があります。そのため、弊社にハードウェアをご提供いただく前に、お客様に固有のデータの一括保護を行い、全ての設定の保護・バックアップを必ず行うようにしてください。
- 4.5 修理の際、弊社は各ハードウェアに最新版のファームウェアをインストールする権利を留保します。
- 4.6 修理サービスの保証期間は、お客様に修理済みの製品が納入されてから 1 年間となります。
- 4.7 弊社は、必要なサービスについて必要な資格を持つ下請業者や校正施設に委託する権利を留保します。
- 4.8 連邦データ保護法（BDSG）第 62 項/一般データ保護規約（GDPR）第 28 条に従い弊社がデータ処理業者としての役割を果たす限りにおいて、個別の発注、保守契約あるいは補償に関連する、ソフトウェア保守サービス、ハードウェア修理、校正サービスに伴うデータ処理は [www.etas.com/GTC-ETASKK](http://www.etas.com/GTC-ETASKK) に掲載され、お客様の要請に応じて弊社からお客様に提供するお取引条件（イータス株式会社）に基づく取決事項が適用されるものとします。

### 5. お客様の協力義務

- 5.1 お客様は、弊社の製品やサービスの提供に関連するあらゆる事実を弊社に全て通知する義務を負います。弊社は、契約上の義務として別途両当事者間で明示的に合意されていない限り、お客様から提供されたデータ、情報またはその他作業内容の完全性および正確性について検証する義務を負わないものとします。お客様から提供された情報または文書が不完全、不正確、曖昧または客観的に実施不可能である場合、お客様は、弊社からの通知後直ちに必要な訂正または修正を行うものとします。お客様から提供された部品に欠陥または誤動作が発生し、弊社からお客様へその旨を通知した場合、お客様は、これを遅滞なく修正するかまたは修正させるものとします。
- 5.2 弊社従業員がお客様の構内で作業を行う場合、必要となるワークステーション、作業のための材料および工具類などの基本的設備を弊社従業員に無償で提供するものとします。その場合、お客様は、安全を保持するためのあらゆる法的義務を負うものとします。ただし、作業の性質またはお客様と弊社との過去の取り決めから別途合意がある場合はこの限りではありません。弊社は、必要な措置が講じられない場合、納入またはサービスの実施を拒否する権利を有するものとします。
- 5.3 修理、保守または校正サービスに関して、お客様は製品を適切に梱包することを保証するものとします。お客様は特に、ETAS ETK や VME カードなどの特定のハードウェアに、帯電防止包装が必要であることを確認するものとします。
- 5.4 お客様が協力、共同作業あるいは必要な材料提供の義務の全部または一部を遵守せず、その結果として遅延または追加費用が生じた場合、弊社は、合意した期限またはマイルストーンを調整し、かかる遅延または不履行に起因する損害賠償または追加費用を請求できるものとします。さらなる催促を受けて合理的に延長された期間内にお客様が協力、共同作業あるいは必要な材料提供の義務を依然として履行しない場合、弊社は、上記権利に加えて、通知なしに契約を解除することができるものとします。
- 5.5 お客様は弊社製品を適切に導入する責任を負い、実際の稼働に先立って検証するものとします。
- 5.6 お客様は、機能安全性を含む弊社製品の機能を検証し、検証結果を適切に保管するものとします。

### 6. 作業成果

- 6.1 お客様の注文に従い作成された成果物（概念、回路図、ソフトウェアなど）が提供される場合、お客様は、契約により別途明示的に合意する場合を除き、その成果物を使用するための基本的（非独占的）かつ期間の定めなき権利が付与されます。個々の場合において、サードパーティベンダーの製品、特にサードパーティ製ソフトウェアを弊社が組み込み、引き渡すときには特別な使用条件が適用される場合があり、当該条件は提案書や個別契約書の一部を構成するものとして別紙に記載されます。
- 6.2 お客様に付与される権利の範囲にかかわらず、弊社はいかなる場合においても、成果物および調査・研究結果の基礎をなす概念や収集した専門知識などを他の顧客のためにも以後の開発およびサービスに使用し、応用することができます。
- 6.3 ソフトウェア保守の一環として弊社製品の修正、パッチ、アップデート版または新版の提供が必要である場合、これに対応する使用権は各プログラムにつき合意されたライセンスモデルに準拠するものとします。

### 7. 期間および期限

- 7.1 特定のプロジェクトにつき定めた期限およびマイルストーンは、当該プロジェクトの日程管理に関して方針を決定する役割を果たします。期限は、書面で明示的に合意されている場合に限り、拘束力を有するものとします。弊社は、別途合意された納入日およびマイルストーンに関する開始日および納入期限を遵守するものとします。ただしお客様が協力義務を果たすこと、特に機器、文書、許可

- 書、調査書、認可書などを提供し、合意された支払条件を遵守することを条件とします。お客様による協力義務が適切または適時に履行されない場合、相応する期間、納入期限が延期されるものとします。
- 7.2 納入期限の不履行の原因が、戦争または類似の紛争、テロリストによる攻撃、輸入・輸出制限（弊社のサプライヤーや下請業者に影響を与える事由を含みます。）など、弊社が責任を負うことのできない不可抗力事由またはその他妨害事由である場合、合意された納入期限は、かかる支障が生じている期間に応じて延期されるものとします。この定めは、弊社または弊社のサプライヤーが関連する可能性のある労働紛争にも適用されます。
- 8. 検収**
- 8.1 弊社によるサービスがお客様による検収を必要とする場合、お客様は、納入および（合意された範囲内で）その後の受入検査が完了し合格した時点で、即時の効力をもって当該サービスを検収するものとします。軽微な欠陥を理由に、もしくは契約で合意された性能特性および検収基準からの軽微な逸脱をもって、お客様が検収を拒否することはできません。ただし、弊社が不具合を修正する義務は依然として存続します。欠陥がある場合、お客様は、納入後30日以内に、欠陥や不具合を具体的に記載した書面をもって弊社に通知するものとします。お客様による検収の保留が不当であることが判明した場合、弊社は、お客様の請求内容を検証する過程で生じた費用をお客様に請求する権利を留保するものとします。
- 8.2 上記第8条第1項に反してお客様が検収書を交付しないか、発行を拒否した場合、または適時に要請されたにもかかわらず、お客様が合同受入検査に協力することを拒否した場合、納入物は検収されたものとみなします。合同受入検査が実施された後、お客様が書面（検収記録など）で直ちに検収を表明しなかった場合も同様とします。ただし、検収を拒否する理由となった欠陥につき、お客様が上記期間内に書面で特定した場合はこの限りではありません。
- 8.3 弊社はさらに、分納の場合は部分的な検収を求める権利を有します。
- 9. 価格および支払条件**
- 9.1 本契約において合意された価格には、間接税、売上税、商品およびサービスに対する税金、付加価値税、販売税、特定の商品およびサービスに対する税金、およびそれらに対する追加料金および追加税は含まれていません。かかる税金が適用される場合、お客様が負担するものとします。
- 9.2 ライセンスやサービスの価格が、お客様が居住する国の現地法に従って源泉徴収税控除の対象となる場合、お客様は、支払われる価格から税金分を差し引き、管轄の当局に納付するものとします。源泉徴収税の減額または免除が可能な場合（お客様が居住する国と弊社が居住する国との間における二重課税防止条約が存在する場合）、当事者は、かかる減税または免除の申請が確立された規則に従って処理されることを確認するものとします。お客様は、源泉徴収された税の源泉徴収税証明書を弊社に提示する義務があります。
- 9.3 契約締結後に、特に、労働協約などによる賃金費用の変動または材料費の変動により原価が値上がりした場合、弊社は、弊社提示の価格を原価の変動に応じて改定する権利を留保します。ただし、契約締結日から納入日までの期間が4カ月を超えていることを条件とします。弊社は、お客様からご要望を受けた場合、その原価変動を証明する資料をお客様に提示するものとします。
- 9.4 別途書面にて合意されている場合を除き、請求書が発行された時点で支払い義務が発生するものとし、支払いは、請求日の翌月末迄に、いかなる控除もなく行うものとします。支払遅延が発生した場合、弊社は、法定金利にて遅延利息を請求する権利を有するものとします。なお、弊社が追加の損害賠償金を請求する権利には何ら影響はないものとします。弊社は、代金引換払い、口座引落しなどによる同時払い、または前払いが行われることを前提として納品する権利を有するものとします。
- 9.5 弊社はさらに、弊社の支払額と日付の最も古い未決済の売掛債権とを対等額で相殺する権利を有するものとします。
- 9.6 お客様が反対債権を有する場合、その反対債権に異議が申し立てられていない、または最終的で法的拘束力を有する判決により反対債権が認められた、あるいは係属中の訴訟において反対請求が決定されることとなった場合に限り、お客様は支払いを留保するかまたは支払いをその反対債権と相殺する権利を有するものとします。
- 9.7 弊社は、契約の締結後に、お客様の支払能力不足により弊社の債権が危険にさらされる可能性があることを知り得た場合、前払いまたは担保の提供が行われている部分に限り、未履行のサービス提供の義務を履行する権利を有し、弊社が設定した前払いまたは担保提供期限の経過後に当該契約を終了または解除する権利を有するものとします。
- 10. 品質欠陥**
- 10.1 弊社が提供するサービスが検収を必要とする役務の提供である場合、品質欠陥の請求期限は、当該役務提供の検収日から1年間、検収に適さない、または検収の対象とならない役務提供の場合には引渡日（危険負担の移転）から1年間とします。
- 10.2 上記の期限内に品質欠陥が発生し、その原因が危険負担の移転時に既に存在していた場合、弊社は、自己の裁量にて、欠陥の修正または欠陥のない製品の納入のいずれかの形で事後対応するものとします。ソフトウェアの場合、補償の請求はエラーが再現可能であることおよびお客様が受け入れたかまたは採用した最終の改定版レベルでエラーが発生することを条件とします。
- 10.3 事後作業として欠陥の修正を行う場合、その欠陥は、弊社の裁量により、お客様の構内または弊社の施設のいずれかで修正されるものとします。お客様は、当該欠陥を修正するために必要となりお客様が入手できる文書および情報を弊社に提供するものとします。
- 10.4 前述の請求期限は、事後作業により新規に起算されることはありません。
- 10.5 事後作業が行われない場合、お客様は、損害賠償請求の可能性を損なうことなく、契約を解除するかまたは法規定に従って代金を減額することができます。
- 10.6 事後作業に必要となる費用、特に輸送費、旅費、労務費および材料費に関するお客様からの請求には、法規定が適用されるものとします。ただし、製品の納入後、お客様の事業所以外の場所に移動したことにより当該費用が増額された場合には、かかる増額は除外するものとします。ただし、あらかじめ指定された当該製品の使用場所への移動の場合はこの限りではありません。
- 10.7 合意された品質からのわずかな逸脱、あるいは有用性のわずかな低下の場合、事後作業に伴うお客様による損害賠償請求は排除されます。ただし、お客様のその他の権利および請求権には何ら影響はないものとします。
- 10.8 以下の事項は、品質に関する欠陥とみなされないものとします。

- 通常の損耗
  - 危険負担の移転後に不適切な取扱い、操作、保管もしくは組立て、インストールまたは取扱いの指示の不遵守、および過度の負担もしくは酷使により生じた商品の特性または損傷
  - 不可抗力事由もしくは契約条項において予測できないかもしくは契約では想定されていない方法もしくは通常の使用方法ではない方法での製品の使用に起因する特別な外的作用により生じた商品の特性または損傷
  - ソフトウェア製品で再現できないエラー
- 10.9 お客様または第三者が指定インターフェースを介して拡張を行ったソフトウェア製品に関して、弊社は、そのインターフェースまでの品質欠陥についてのみ責任を負います。弊社は、ソフトウェアとお客様のデータ処理環境、特にお客様が実装するソフトウェア製品およびハードウェア製品との互換性または相互運用性について一切責任を負わないものとします。
- 10.10 お客様は、ソフトウェアの品質欠陥に起因する損害の影響を防止または制限するために必要となり合理的に予想されるあらゆる措置を講じるものとし、特に、一切のプログラムおよびデータのバックアップを合理的な範囲で定期的実施するものとします。
- 10.11 お客様から指定された設計または材料による製品の場合、弊社は、その設計または材料の選択に基づく製品の品質について責任を負わないものとします。
- 10.12 お客様の救済請求権は、お客様による請求が、欠陥に対する法定上の請求を上回らない場合、およびお客様自身の顧客との契約（任意や善意に基づく規定）に基づくものではない場合に限り、存在するものとします。
- 10.13 お客様が弊社の修理担当部門にその欠陥の改善を依頼しなかった場合、品質に関する欠陥についての請求（お客様の救済請求を含みます。）は排除されるものとします。
- 10.14 その他の一切の点につき、品質保持に関し、弊社の損害賠償義務は、第12条の条項が適用されるものとします。本第10条、第12条およびその小項目にて規定する以外の品質欠陥に関するお客様からの請求は、排除されるものとします。
- 10.15 本第10条は、第三者の産業財産権（第11条参照）に起因する以外の権利の瑕疵にも適用されるものとします。作業成果物に第三者の標準製品が含まれる、または組み込まれている場合、弊社の最初の欠陥は正義義務は、第三者製造業者への保証請求権の譲渡に限定されるものとします。第三者製造業者が当該欠陥を是正できなかった場合、お客様は前述の規定に従い、購入代金の減額を要求する、または契約を解除する権利を有します。

## 11. 著作権および関連の保護される権利

- 11.1 お客様またはお客様が株式もしくは議決権の過半数を直接もしくは間接的に保有する企業が第三者の産業財産権または著作権（以下「保護権」といいます。）を所有しているかまたは所有していた場合、弊社は、当該保護権の侵害に起因する請求について責任を負いません。
- 11.2 弊社は、保護権の侵害に起因する請求について責任を負いません。ただし、かかる保護権が少なくとも欧州特許庁（European Patent Office）（EPO）、ドイツ連邦共和国、フランス、英国、オーストリア、米国、もしくは日本のいずれかにおいて公表されている場合にはこの限りではありません。
- 11.3 お客様は、保護権の侵害（の疑い）または侵害の危険を知り得た場合、直ちに弊社に通知するものとし、弊社からの要望に応じて可能な限り弊社が訴訟（裁判外手続きを含みます。）を行うことを認めるものとします。
- 11.4 保護権を侵害している製品について、弊社は、自己の裁量にて、当該製品の使用权を取得するか、当該製品の侵害を回避できるよう修正するかまたは当該製品を、その保護権を侵害しておらず当該製品に相当する適切な製品と交換することができるものとします。合理的な状況によりまたは合理的な期間内に当該権利を取得することができない場合、お客様は、当該契約を終了する法定上の権利を得るものとします。上記の前提条件に従って、弊社も終了する権利を取得するものとします。これに伴い、本第14条の規定が適用されるものとします。弊社は、保護権の侵害が最終的かつ有効な判決により認められていないかまたは弊社がそれを認めていないとしても、第11条第4項、第1文目の条件に基づき、自己の裁量にて措置を講じる権利を留保します。
- 11.5 お客様が保護権の侵害について責任を負う場合またはお客様が第三者による請求に対して十分に弊社を保護しなかった場合、お客様による請求は排除されるものとします。
- 11.6 また、製品がお客様指定の仕様もしくはお客様の指示に従って製造されたものである場合、または保護権の侵害（の疑い）が、弊社の製品を弊社から提供された製品ではない別の製品と併用したことにより起因する場合、あるいは弊社が予測できなかった方法で製品が使用された場合、お客様による請求は排除されるものとします。
- 11.7 その他一切の点につき、保護権が侵害された場合に弊社が負う損害賠償金の支払義務には、第12条の規定が適用されるものとします。
- 11.8 保護権の侵害に基づく請求の期限については第10条第1項の規定が準用されます。
- 11.9 派生的請求および第 11 条、第 12 条の規定が適用される、第三者の保護権の侵害に関するお客様による請求以外の請求は排除されるものとします。
- 11.10 弊社製品には標準規格（モバイルサービス標準、WLAN 標準など）に準拠した部品、統合電子機器、および/あるいはサブサプライヤーが提供する関連ソフトウェアを含み、第三者の知的財産権を利用する場合があります。別段の合意がない限り、製品に対するかかる第三者の知的財産権を使用するためのライセンス、およびかかる第三者の知的財産権に基づくお客様に対する申し立てに対する補償は、弊社の成果物の一部として一切含まれておりません。お客様は、これらの第三者の知的財産権の所有者から直接ライセンスを取得する必要がある場合があります。「標準規格」とは技術仕様または機能のうち (i) 標準化団体（とりわけ ETSI または IEEE）によって採用されたもの、(ii) 技術的適合性または互換性を確保するために研究機関、企業またはその他の市場参加者によって定義されたもの、あるいは (iii) 特定の技術分野における一般的な慣行によって確立されたものを指します。
- 11.11 お客様が弊社製品に含まれる標準規格を実装した部品、統合電子機器、および/あるいは関連ソフトウェアを使用することにより第三者の知的財産権が侵害されたと申し立てられた場合、弊社は、かかる申し立てに対する要求に応じてお客様に関連情報を合理的に提供します。これには、弊社が管理し、お客様に提供する権利があるすべての文書の提供が含まれます。

## 12. 損害賠償、製造物責任

- 12.1 弊社は、契約上の義務または契約によらない義務の違反に関し、以下のいずれかに該当する場合に限り、損害賠償について責任を負うものとします。
- 意図的な行為または重大な過失
  - 致命傷もしくは人身傷害または健康被害
  - 品質または耐久性に関する保証の実行

- 重大な契約上の義務違反
  - その他強制的な賠償責任
- 12.2 ただし、重大な契約上の義務違反に際して支払われる本件補償額は、故意の行為や重大な過失、あるいは致命傷や人身事故、健康被害、品質保証の想定に起因する場合を除き、契約の種類に特有の予見可能な損害に限定されます。
- 12.3 **弊社のサービスや製品は時として、電子システムに影響を与えたり、これを制御したりすることがあります。それらの動作は、生命もしくは身体に対する危害または物的損害を招く場合があります。よって、弊社の製品は、資格のある専門職員だけが操作することを意図しています。**弊社は、不適切な操作または意図されていない方法での使用により生じた損害に対しては責任を負いません。
- 12.4 弊社製品を安全性に関連した車両挙動への介入のために使用する場合（車両バスシステムのシミュレーションに使用するCANなど、またはパワートレイン、シャシーもしくはボディシステムを制御する、車載電子制御ユニットなどの車両制御装置に介入するバイパスなど）、ならびに弊社製品が、故障時には生命および身体に対し危険を及ぼす電子制御装置とともに配置される場合、ユーザーは、危険発生時にシステムを確実に安全な状態にするための装置（緊急停止モードまたはリンプホーム運転など）を設置する義務を負います。
- 12.5 弊社は、お客様自身のソフトウェアもしくはハードウェアの使用または弊社がリリースしたインターフェースを介して弊社製品にアクセスした場合の弊社製品への影響または弊社製品に対する不具合につき、弊社製品の性能、操作性および安全性については責任を負いません。
- 12.6 使用許諾されたソフトウェアの欠陥または不具合によりお客様のデータまたはプログラムの喪失または毀損が生じた場合でも、弊社の賠償責任には、そのデータまたはプログラムの復旧の費用は含まれません。よって、お客様は、定期的にデータのバックアップを実施する義務を負います。
- 12.7 上述の規定は、証拠の破棄と解釈されないものとします。
- 12.8 弊社側の責任が排除または限定される限りにおいて、その排除または限定は、弊社の従業員、代表者または代理人の利益のため、同様に適用されます。
- 12.9 強行法規の規定により禁止されていない限り、支払われるべき本賠償金は、本一般取引条件に基づく個別契約に従いお客様が弊社サービスに対し支払う代金または料金の額に限定されます。弊社は、弊社製品の使用または本一般取引条件に基づく弊社義務の履行もしくは不履行に起因する、間接損害、付随的損害、派生的損害、特別損害もしくは懲罰的損害、逸失利益、売上の喪失、暖簾の喪失、事業の中断またはデータの喪失につき、契約または不法行為（過失、厳格責任その他いかなる法理に基づくかを問いません）に基づく請求であるか否かを問わず、一切の責任を排除します。

### 13. 保証の排除

- 13.1 第11条および第12条の定めにかかわらず、適用法により禁止されていない限り、本一般取引条件に定める保証は、弊社または弊社のサプライヤーもしくはサービス業者の側における商品性または特定目的適合性の黙示の条件または保証を含め、あらゆる明示、黙示または制定法上の条件または保証に代わるものです。排除することのできない黙示または制定法上の一切の保証は、本一般取引条件に定める明示の保証の有効期間に限定されます。弊社は、直接損害、間接損害、付随的損害もしくは派生的損害、使用機会もしくはデータの喪失、逸失利益または事業の中断などのいかなる損害についても、その主張される損害が保証、不法行為（過失および厳格責任を含みますが、人身傷害を除きます）、契約または免責に基づくか否かにかかわらず責任を負いません。

### 14. 解除・終了

- 14.1 お客様が契約上の義務を遵守しない場合、例えば、合理的な猶予期間の満了後に支払いを行わない場合、弊社は契約を解除または終了する権利を有するものとします。かかる解除または終了により、契約または法律によって与えられたその他の権利には影響を与えないものとします。
- 14.2 お客様が支払いを停止した場合または債務免除を目的として破産手続きもしくは類似の手続きの申請が行われている場合、弊社は、直ちに（猶予期間なく）契約を解除または終了する権利を有するものとします。
- 14.3 以下のいずれかの場合、弊社は、猶予期間を与えることなく、契約を解除または終了する権利を有するものとします。
- お客様の財務状況が悪化した場合またはそのおそれがある場合で、その結果お客様が弊社に対する支払義務の履行能力が危険にさらされている場合。
  - お客様が破産した場合。
- 14.4 法令および/あるいは規制の変更により契約内容の履行が困難になった場合、弊社は契約を解除または終了する権利を留保します。
- 14.5 お客様は、弊社による契約の解除または終了の宣言を受けた後直ちに、弊社が所有権を留保している製品へのアクセス権を弊社に提供する義務を負うものとし、当該製品を弊社または指定された代理人に提供する義務を負うものとします。弊社は、弊社の正当な債権を回収するために、事前通知を行った上で、弊社が所有権を留保している製品を所有することができるものとします。
- 14.6 本第 14 条に記載される権利は、法定上のその他の権利に影響を及ぼすことなく追加されるものとします。

### 15. 輸出管理および税関

- 15.1 いずれの当事者も本書において、外国貿易法（禁輸措置およびその他の制裁措置を含む国内ならびに国際的な（再）輸出管理および関税規制を含みますが、これに限定されません）によってその履行が禁じられ、又は損なわれる限りにおいて、その義務の履行を拒否する権利を有します。ここに述べる外国貿易法とは、その定めるところに従い本書に適用される法をいいます（以下、「外国貿易法」といいます）。そのような場合、外国貿易法によりその履行が禁じられる、又は損なわれる当事者は本書を解除することができるものとします。
- 15.2 ライセンス取得、認証、その他類似の手続き、または他の外国貿易法による手続き（以下「認証」といいます。）に関して、本書に基づく義務の履行に遅延が生じた場合、かかる義務の履行期限は、遅延期間に応じて延長あるいは変更され、いずれの当事者もかかる遅延に関して責任を負わないものとします。申請を提出してから 12 か月以内に当局による認証が拒否または付与されなかった場合、当局による認証が契約の履行条件である場合に限り、いずれの当事者も、契約を解除する権利を有するものとします。技術的または法的な理由により部分的な履行が排除される場合、または一方の当事者が部分的な履行に合意しない場合、本書全体が解除されるものとします。

- 15.3 外国貿易法により本第 15 条第 1 項に基づく履行の禁止または妨害が発生した場合、または第 15 条第 2 項に基づく遅延が発生した場合、いずれの当事者もその理由を不当な遅延なく他方当事者に通知するものとします。
- 15.4 弊社の要望により、お客様は、該当する外国貿易法を遵守するために必要である、あるいは当局が要請する情報および書類を提供するものとします。かかる義務には、最終顧客/ユーザー、目的地、製品およびサービスの最終用途に関する情報の提供が挙げられますが、これらに限定されません。お客様が合理的な期間内にそのような情報を提供しない場合、弊社の裁量により、本書に基づく義務の履行を拒否する、あるいは契約を解除する権利を有するものとします。
- 15.5 お客様が製品およびサービスを第三者（特にお客様の関連会社）に提供する場合、お客様は適用される外国貿易法を遵守するものとします。お客様がこの義務に違反した場合、弊社は本書に基づく義務の履行を拒否し、正当な理由で契約を解除する権利を有するものとします。
- 15.6 適用される法律上許容される範囲において、弊社は、本書に基づく義務履行の拒否または本第 14 条第 1 項、第 14 条第 2 項、および第 14 条第 4 項に基づく契約の終了に関連する、またはそれに起因する一切の請求に関し、いかなる責任も負わないものとします。
- 15.7.1 国境を越えて弊社に製品を配送する場合、お客様は、出荷に関する完全かつ正確な輸入税関申告を行う目的で、商業送り状および納品書などの、必要なすべての書類と情報を弊社に提供する義務を有します。弊社への無償配送の場合、お客様は、プロフォーマインボイスにて公正な市場価格を申告し、「通関目的のみ」と注記を記す義務があります。かかる価格には、ハードウェアやソフトウェアなど、商品のすべてのコンポーネントが含まれている必要があります。
- 15.7.2 納品書または見積書に別段の明示的な合意がない限り、国境を越えてソフトウェア、テクノロジー、またはその他のデータ（地図データなど）を提供する場合は、電子的手段（電子メールまたはダウンロードなど）によってのみ実行されるものとします。組み込みソフトウェア（ハードウェア上でフラッシュされるソフトウェア）の提供については、本条項は適用されないものとします。

### 16. 秘密保持

- 16.1 弊社の営業情報および技術情報（弊社製品の購入価格、納入され得る品目またはソフトウェアから得ることができる特性、その他の知識または経験など）はいずれも、これが公知であることを証明できない限り、第三者に対して秘密を保持するものとします。当該情報は、お客様自身の業務において、お客様自身の会社内の人員のうち、当該情報の使用に必然的に関与しなければならず、かつ、秘密保持義務に服している者に対してのみ利用に供することができます。当該営業情報および技術情報は、引き続き弊社の独占的財産とします。当該情報は、弊社の書面による事前の承諾なしに、複製または商業的に使用することはできません。弊社の要請により、弊社を提供元とする一切の情報（その写しおよび記録が作成された場合はそれを含みます。）ならびに貸借物は、直ちに、かつ、完全に弊社に返却するかまたは廃棄しなければなりません。
- 16.2 弊社は、本第16条第1項に定める情報に対する一切の権利（著作権、および特許、実用新案、半導体回路配置保護などの産業財産権の出願を行う権利を含みます。）を留保します。

### 17. 雑則

- 17.1 本一般取引条件または本一般取引条件に基づき締結した契約のいずれかの条項が無効であるか、無効となった場合でも、残りの条項の有効性に影響を及ぼすことはありません。契約両当事者は、無効となった条項を、その条項で求める経済的効果に最も近い有効な条項と置き換えるものとします。
- 17.2 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。但し、お客様が以下のいずれかに該当する場合、弊社の裁量にて、登記上の営業所所在地に対して管轄権を有する裁判所を管轄裁判所とします。
- 売買業者である場合。
  - 日本国内に一般的な管轄権を有していない場合。
  - 契約の締結後にお客様が本籍地もしくは通常の居住地を海外に移転した場合または訴訟が提起された時点でお客様の本籍地もしくは通常の居住地が把握されていない場合。
- 弊社はまた、お客様の登記上の営業所または支店の営業所所在地に対して管轄権を有する裁判所にて訴訟を提起する権利を有するものとします。
- 17.3 弊社とお客様との間における法的な関係はすべて、抵触法に関する規定および国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG）を排除し、日本法に準拠するものとします。

\*\*\*